

**新たに15戸以上の集合住宅を建築する際には、
「集合住宅のコミュニティ担当者」の届けをお願いします。**

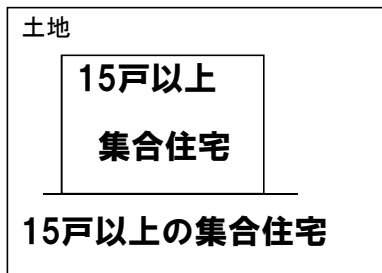
(根拠：金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例 第12条)

金沢市では、集合住宅の住民同士や地域住民とのつながりを深め、良好なコミュニティを形成していただくために、新たに15戸以上の集合住宅を建築する際には、市の条例に基づき、事業者の方に「集合住宅のコミュニティ担当者」の届出をお願いしています。

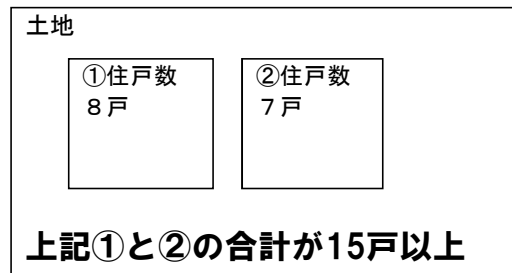
Q1 届出の対象となる集合住宅はどんなものなの？

下記のいずれかに該当する新たに建築する集合住宅です。

(1).



(2).



Q2 届出はいつ出すの？どんな内容なの？

金沢市建築指導課からの「共同住宅等建築計画申出書」に対する適合証の受領後、以下の届出内容が決まった時点で、速やかに市民協働推進課に「集合住宅のコミュニティ担当者届出書」を提出してください。

届出の内容は、以下のとおりです。

①集合住宅の概要

(名称、所在地、棟数、総住戸数、階数、入居対象者、完成予定日、入居予定日)

②建築、販売、賃貸・管理の各段階における連絡担当者

(事業者名、住所、担当者名、連絡先)

届出書の様式は、こちらからダウンロードできます。

集合住宅のコミュニティ担当者届出

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminkyodosuishinka/gyomuannai/3/4/8151.html>

Q3 コミュニティ担当者ってどんなことをするの？

集合住宅のコミュニティ組織の形成(町会や子ども会の加入・設立)について、建築段階から当該区域の町会連合会や町会等との連絡にあたります。
集合住宅の住民の皆さんが、良好な近隣関係を保持し、円滑にコミュニティを形成できるようご配慮ください。

Q4 届出を出したらどうなるの？

提出された「届出書」の情報は、集合住宅建設予定地の町会連合会及び町会長へ提供し、町会等でのコミュニティの醸成に役立てていただきます。

お問い合わせ先
金沢市 市民局 市民協働推進課
電話 076-220-2026
FAX 076-260-1178